

特別養護老人ホーム あかねの郷に入所をご検討の皆様

この度は、「特別養護老人ホーム あかねの郷」の入所申込みをご検討いただきありがとうございます。皆様に信頼される施設をめざし日々精進して参りたいと存じます。

「特別養護老人ホームあかねの郷」は要介護3から要介護5までに認定された方のうち、常時介護を必要とし、かつ、居宅において継続して介護を受けることが困難な方及び、要介護1または要介護2であって、次に定める特例入所要件に該当する方が入所することができます。

①認知症や、知的障がい又は精神障がい等を伴う者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。

②家族等による深刻な虐待が疑われる等により、心身の安全・安心の確保が困難な状態であること。

③単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により、家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

下記で説明する流れに沿って、申し込まれた方の状況を判断し、より必要性の高い方から入所していただくこととなります。

つきましては、入所の申込みの際には、お体の具合や介護の状況をお知らせしていただく必要がありますので、必要書類を整えてご提出頂きますようご協力をお願いします。

〈提出書類〉

1、入所申込書兼台帳（様式1：表面、裏面あり）

2、入所選考調査票（様式2）

→担当ケアマネージャーや入所施設、入院医療機関等に記入を依頼して下さい。

3、介護保険被保険者証（写し）→お持ち頂ければ、その場でコピーします。

4、介護認定調査票の基本調査票及び主治医意見書（写し）

→保険者に申し出て下さい

5、在宅者のみ：直近3カ月分のサービス利用票及び別表（写し）

→担当ケアマネージャーに申し出て下さい

入所申込みから決定までの流れ

入所申込み書類の提出

提出書類がすべて整った時点で受付となります



施 設

入所申込者の入所の必要性を点数化
(要介護度・待機場所・在宅サービスの利用率・
介護者の状況などを点数化します)



入所選考委員会

施設が点数化したものと、その他点数とならない特別な事情などをあわせて、入所選考委員会が審査を行い、必要性の高い方を優先して入所の順序を決定します。



入所予定者の決定

【注意事項】

- ・入所の順番がきて、ご案内した時に申込者やご家族の事情でお断りされた場合は、6ヵ月間は名簿除外となります。
- ・申込書類提出後に、内容の変更（要介護度・待機場所・ご家族の状況など）があった場合は、その都度ご連絡下さい。
- ・他の施設に入所された場合や、死亡された場合など入所する必要がなくなった場合もご連絡下さい。
- ・他の特養にも申し込まれ、先に他の特養に入所された場合は当施設の申込みは取り消しとなります。（施設を変わられる希望がありましたら改めて申込みをお願いします。）

お問い合わせ

あかねの郷 電話 0859-83-0842

FAX 0859-83-0846

担当 生活相談員 入澤良子・手島美咲